

2023年1月16日  
日本公認会計士協会

## 会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

### 記

1. 関係会員の氏名等

志村 智隆（登録番号第24313号・東京会所属）

2. 懲戒処分の種別

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 6 か月  
（2023年1月16日から2023年7月15日まで）

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、内部統制システム整備に関するコンサルタントとして関係のあった会社の架空売上の計上及び第三者を介した資金循環の不正スキームの構築及び運用に関与し、報酬を得ていたことから、倫理規則第3条第1項第1号、第2項、第7条第1項及び第8条各項並びに第10条及び第11条に違反し、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第2号及び第9号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2023年1月16日

以 上

「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。